

26) 品目名：溶融スラグ入りアスファルト混合物

項目	基準の内容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていること。 2 製品又は原材料が、「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。 (1) カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ほう素及びふっ素 (2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質
規格に関する基準	1 使用する溶融スラグは、「秋田県溶融スラグ使用基準」（平成29年3月 秋田県建設部）に適合していること。 2 秋田県土木工事共通仕様書第2編第2章第3節骨材、第8節瀝青材料及び第3編第2章第6節一般舗装工に適合していること。 ただし、上記規格の一部に適合しない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。
循環資源の配合率	原材料として溶融スラグを骨材全体のうち4%以上かつ10%以下（重量割合）使用していること。 ただし、上記配合率に当てはまらない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。

平成20年8月29日制定

令和3年3月15日改訂